

番 号： 150529

国 名： ブータン

担当部署： 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名： 農業機械化強化プロジェクトフェーズ 2（モニタリング能力強化／組織・業務分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：モニタリング能力強化／組織・業務分析
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年8月下旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.00M/M、現地 2.00M/M、合計3.00M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 第一次派遣期間 国内作業 第二次派遣期間 整理期間
5日 30日 10日 30日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月29日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	モニタリング能力強化／組織・業務分析に係る各種業務
対象国／類似地域	ブータン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ブータンは山岳地帯に属し農地が狭隘であるため、農作業の効率は概して低い。南部の平野部においては農家あたりの保有農地面積は比較的広いものの、一筆面積は必ずしも広くなく、また牛耕が主であるため、作業効率は高くない。さらに若年層の都市への流出及び農村人口の高齢化による労働力不足が顕在化しており、これらの問題に対して農業機械化政策（第11次5カ年計画及び2011年10月農業機械化戦略）が推進されてきた。しかしながら、ブータンの財政事情が慢性的にひっ迫しているため、同政策の根幹である農業機械の導入は、日本の20年以上に渡る無償資金協力「貧困農民支援」により担われてきたのが現状である。また、その実施を担う農林省農業局農業機械化センター（Agriculture Machinery Center、以下「AMC」）も、1983年に無償資金協力で建設された機関である。

日本からの貢献度の高い同分野に関し、ブータン側の事業体制の強化・効率化及び自立に向けた取組を支援するため、日本は個別専門家「農業機械化」（2006年2月～2008年2月）を派遣するとともに、技術協力プロジェクト「農業機械化強化プロジェクト」（2008年6月～2011年5月）にてパロ県にあるAMCを拠点とし、主に貧困農民支援で供与された耕耘機のスペアパーツ供給体制を構築し、農業機械の適正かつ安全な運転利用・維持管理について普及員や農家に対する指導を行った。また、農業機械の性能試験を行うためのテストコード（評価実施細則）も8種類作成された。

今後もブータン政府が自立発展的に農業機械化を促進していくためには、農家が購入可能な価格帯にも配慮し、第三国製農業機械の活用も視野に入れた体制作りが不可欠である。しかし第三国製の農業機械の中には、必ずしも十分な品質ではない製品も含まれるため、農家が農業機械を選ぶ上で参考となる客観的な品質・安全性についての指標が求められている。また現在のブータンの農家の収入レベルを考えると、全ての農家が農業機械を保有することは現実的ではないため、ブータン国内での農業機械の改良・開発や作業体系の改善、さらに農業機械保有者による作業受託サービスのモデル構築を通じて、限られた農業機械を多くの農家で利用することも重要である。かかる状況を踏まえ、ブータン政府は農業機械の性能・安全性についての国家認証標準の作成、農業機械の改良・開発、農業機械の効率的な利用促進を図るべく、「農業機械化強化プロジェクト」に引き続き、我が国に対して技術協力による支援を要請した。これを受けてJICAは「農業機械化強化プロジェクト・フェーズ2」を2014年8月から2017年8月まで3年間の予定で実施している。

AMCには上述の農業機械の品質・安全性を担当するセクションの他、農業機械の改良・開発を行うセクション、研修を実施するセクション、農業機械や部品の販売等のセクションがある。またAMCの支所として作業受託サービスや機械の修理サービスを農家に対して行うRegional Agriculture Machinery Centre (RAMC) が全国4か所設置されている。このようにAMCの業務は多岐にわたるため、Monitoring & Evaluation Section（以下「モニタリングセクション」）が3年ほど前に設立されているが、年間業務報告書は作成されるものの、AMC内の各セクション及びRAMCへの業務改善につながるような効果的なモニタリングは実施できていない。

本業務は、モニタリングセクション職員を中心として、パロのモニタリングセクション長および全国4か所にあるRAMCセンター長自らが、AMC及びRAMCによって行われる業務の実施状況にかかるモニタリング実施能力を強化し、業務改善へのアクションにつなげるための指導を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は他のプロジェクト専門家（長期派遣専門家2名（チーフアドバイザー/農業機械試験評価及び業務調整）と連携しつつ、AMCの各セクション長及びモニタリングセクション職員（以下「AMC職員等」）とともに、AMC及びRAMC業務にかかわるモニタリング状況を確認、課題を分析し、AMC職員等及び4名のRAMCセンター長と共にモニタリングの強化計画を作成し、ワークショップや研修を通してモニタリング実施促進のための支援を行う。

（1）国内準備期間（2015年8月下旬）

- ① ブータンでJICAが実施した先行調査の資料及び本プロジェクト作成資料から業務に必要な情報を収集し、分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- ② 業務実施計画書（ワークプラン1）（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出し、説明する。

（2）第一次現地派遣期間（2015年9月上旬～10月上旬）

- ① C/P（AMC職員等、4RAMC長）及びJICAブータン事務所、プロジェクトのチーフアドバイザー等に業務実施計画書（ワークプラン1）を提出・説明し、業務内容を確認する。
- ② AMC及びRAMC4か所（但し、実際に訪問するのは2か所（パロとバジヨ）を予定）において、AMC業務にかかわるモニタリング計画・実施状況を確認し、AMC職員等のモニタリング能力を把握し、課題を抽出・整理する。
- ③ AMC職員等と協力し、モニタリングの現状と課題に関するワークショップ及び会議をパロで開催する。ワークショップの中で、AMC職員等の業務進捗確認や業務改善につながるモニタリングの有効性について講義を実施する。同時に、AMC及びRAMCが受け入れ可能なモニタリング方法（頻度、実施者、報告方法等）、ツール（統一フォーマット等）、モニタリングセクションや他のセクションが担うべき役割等を協議・検討し、モニタリング改善のためのアクションプランを取りまとめ、その実施を含めてAMC及びRAMC長の了解を得る。
- ④ 第1次現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（その1）（英文）を作成し、C/PおよびJICAブータン事務所等に提出する。

（3）国内作業（2015年10月中旬～10月下旬）

- ① 現地業務結果をJICA農村開発部へ報告する。
- ② 前回の現地業務結果を踏まえて、モニタリングにかかるツール等の開発を行い（プロジェクト側と適宜内容を確認しつつ進める）、次回の現地派遣のための業務実施計画書（ワークプラン2）を作成し、JICA農村開発部へ提出し説明する。

（4）第二次現地派遣期間（2016年1月下旬～2月下旬）

- ① C/P及びJICAブータン事務所、プロジェクトのチーフアドバイザー等に業務実施計画書（ワークプラン2）を提出・説明し、業務内容を確認する。
- ② 第1次派遣において実施したAMC業務にかかわるモニタリング現状把握、ワークショップ結果を踏まえて、AMCパロ及びRAMC4か所によるアクションプランの進捗状況を確認し、必要な支援を行う。さらに、開発したモニタリングツール等を含めAMC職員等に対して改善されたモニタリング方法にかかる研修・ワークショップを開催し、その導入について共通理解を形成する。
- ③ これまで実施したAMC業務にかかわるモニタリング強化支援の経験を取りまとめ、さらなるモニタリング能力強化のための提言を、プロジェクト専門家チームとC/Pに対して行う。
- ④ 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（その2）（英文）を作成し、C/PおよびJICAブータン事務所等に提出する。

(5) 帰国後整理期間(2016年3月上旬)

- ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA ブータン事務所・農村開発部へ報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務実施計画書(ワーク・プラン、和文3部: JICA農村開発部、プロジェクトチーム、JICAブータン事務所、英文4部: JICA農村開発部、プロジェクト専門家チーム、JICAブータン事務所、C/P機関)

(2) 現地業務結果報告書(英文4部: JICA農村開発部、プロジェクト専門家チーム、JICAブータン事務所、C/P機関)

記載項目は以下のとおり。現地派遣ごとに提出。

- ① 業務の具体的内容
② 業務の達成状況

なお、現地業務結果報告書には以下のものを添付することとする。

・ワークショップ・講義・研修の資料

(3) 専門家業務完了報告書(和文3部: JICA農村開発部、プロジェクト専門家チーム、JICAブータン事務所)

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
② 業務の達成状況
③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
④ プロジェクト実施上での残された課題
⑤ その他

専門家業務完了報告書には以下のものを添付することとする。

・ワークショップ・講義・研修の資料

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、あわせて電子データも提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

第一次現地派遣期間は2015年9月9日~2015年10月8日を予定していますが、日程調整は可とします。第二次現地派遣についても同様です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。(本業務の現地作業期間に派遣される専門家のみ記載しています)。

- ・チーフアドバイザー/農業機械試験評価（長期派遣専門家）
- ・業務調整/農業機械（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

当機構ブータン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
プロジェクト専門家チームがアレンジします。
- イ) 宿泊手配
プロジェクト専門家チームが支援します。
- ウ) 車両借上げ
現地調査、関係機関との協議等に係る車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8444）にて配布します。
 - ・本プロジェクト詳細計画策定調査関連資料
 - ・モニタリングシート
- ② 本業務に関する以下の情報がウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/project/bhutan/005/outline/index.html>)
 - ・C/P 機関のウェブサイト (<http://www.amc.gov.bt/>)

(3) その他

- ① 複数業務従事者の禁止
業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- ② 安全管理
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ③ 不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上